

第13期 熱海市行財政審議会 第4回会議結果

開催日時	令和5年6月16日（金） 10時00分～
開催場所	熱海市役所第3庁舎会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・原委員・田中委員・山崎委員・當摩委員・湯山委員・石黒委員・加藤委員・内田委員・森田委員・松本委員・木暮委員・佐藤委員</p> <p>【欠席委員】中島委員（熱海市観光協会 内田副会長が代理出席（オブザーバー））</p> <p>【当 局】稲田副市長、公営企業部長、当局、経営企画室長、施設室長、工務室長、経営企画室主幹</p> <p>【事 務 局】経営企画部次長、企画財政課長、企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会（企画室長）</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 審 議「水道料金の改定（案）について」</p> <p>（会長）</p> <p>まず、前回委員より、安定した水道を供給するために設備の修繕が必要であること、そのためには水道料金を値上げする必要があることを市民にもっと理解してもらうことが大事ではないかという提案がありました。そのことについて、当局より資料が提出されていますので説明をお願いいたします。</p> <p>（当局）</p> <p>水道温泉課です。よろしく申し上げます。本日、資料を3種類用意させていただきました。まず資料2-1でございます。A3の縦の資料になります。この資料は水道工事の表示板となります。工事をするときに、工事期間であったり、発注者、受注者等を表示する表示板に合わせて、こういった工事をしているというようなご案内でございます。これは市内の水道管を布設替えするときは必ず表示しておりまして、耐震管を入れているですとか、古くなった管はこういう状態になっているというのをお示した図でございます。</p> <p>資料2-2をお願いいたします。資料2-2は、令和5年の2月に広報あたみに載せた情報でございます。市内の管路の更新率であったり、配水池の状況、私たちが取り組んでいる状況等を掲載させていただきました。</p> <p>そして、資料2-3をお願いします。「みずのみち かわら版」というものでございます。これが裏表ございまして、こちらを令和2年の11月、12月の検針時に各戸に配布しております。水道を引いている方には必ず配布している資料になります。これで水道の仕組みであったり、水道事業の概要、または先ほど</p>

会議内容

の広報と同じように取り組み状況等をお知らせしているような状況です。これらの資料につきましては、すべてホームページの方でも掲載しております。やはり年に1回ないし2回ぐらいしか広報できてないということですので。この辺は料金改定もごさいますので、もう少し我々の情報を細かく皆様にお知らせする必要あるかなと存じております。以上です。

(会長)

ただいま当局よりご説明がありました。広報を通じて、年に限られた中ですが説明を行っているとのこと説明がありましたけれど、ご質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

(特に質問なし)

よろしいでしょうか。それでは前回お配りしました資料について、当局の説明を受けて各委員さん目を通されてきたかと思っておりますので、ここからは諮問について忌憚のないご意見、ご質問をいただきたいと思っております。今回はそれぞれから意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員)

資料を読ませていただきました。値上げにつきましては、これはもうやむを得ざることというふうな理解です。人口減少、それから商店等の消費の減少ということで使用量そのものが長期低落傾向にあるということが原因の第1点。それから要は上げ方の問題で、一気に17%台というのは、負担感が非常に大きいというふうに市民の方は感じると思っております。ですからここで一旦上げて、さらに2年後にもう一段階上げるといようなクッション制度をぜひとっていただきたいということと、過去2回スルーしてしまった時期があります。これがいかに残念というようなことの一言に尽きると思っております。水道は長期計画でやりますから、やはりここでいいからということでスルーすることは、後で大変な負担を強いますから、ぜひ今後はお気をつけていただきたいというふうに思っています。それから水道料金は原価が原則ということですが、そうは言ってもたびたび上げるというのは行政も大変でしょうし、市民の方も幾らかでも多少上がれば上がり感というのがかなりありますから、やはり多少余裕を持って上げていただいて、ある程度時間、耐久性を持たせるということも大事だと思いますのでその辺をぜひ勘案して、2段階、4年で1回見直しということですから、ここで1回上げて、さらに2年後にもう一度上げると。全くの私案ですけど、その時は10%と10%でもいいと思っているんですね。10%と9%でもいいし、9%と10%でもいいし。ぜひそういう上げ方にしていいただければ、負担感が多少でも和らぐのかなというふうに思っております。以上です。

会議内容

(会長)

ありがとうございました。前回の資料の中にもありました平成16年から23年までで19%アップ、その後はずっと上げていなくて、今度は17%ということでその辺をおっしゃっているのだと思います。一つのご意見として伺わせていただきます。

(委員)

私も今の意見に賛成で、やはり一気に17%っていうのはご商売している方、自宅の方でも大変だと思うんですね。それで、できれば段階的にお願いしたい。この前300万人という数字が出ましたけれども、300万人に戻るまでは、こちらとしては段階的にやっていただかないと、私は旅館組合の代表で来ますから、旅館の経営も逼迫すると思うんです。もう一つだけ言わせてもらおうと、水道事業会計統計資料の27ページをぜひ皆さんご覧になっていただきたいのですが、これずっと借入金残高が上がっているんですね。ご苦労なさっているのだろうと思うのですが、ちゃんと現金預金も将来に向けて、少しずつですけれども上げてらっしゃるのは市民のことを考えて、生活を考えて何とか値上げしないでやっているんだけど、どんどん借入金残高がもう60億ぐらいまで上がっているこの数字を見ると、相当厳しいんだなって感じます。ただそうになると、私は水道の素人ですけど、もう17%だけじゃ終わらないだろうなど。これから人口がどんどん減って行って、今3万4,000人、あと5年、10年後には3万人切って、一説には市が出しているデータだと2045年には2万1,000人まで人口が落ちますよというデータを信じれば、それに対して今と同じように山の手でっぺんまで水道を引きますということをやっているならば、水道料金が幾らまで上がるのかと考えた場合に、これは受益者負担の部分もあるので、これはもう勇気を持って我々としてはもうしょうがないと。5年、10年のスパンでここまでは上げざるを得ませんということ、なかなかネガティブで言いづらいのかもしれないけれど、しっかり言っと思っていただいた方が、もうどうしようもないと思うので、こっちも覚悟は要りますからね。その時はまたその時で、一般会計から出してもらわないと困るとか交渉があるとしても、ここは情報公開をちゃんとしていただきたい。10年、20年の長いスパンで情報公開をちゃんとしていただかないと、こういう予測が立っていることはもう当然当局はわかっているはずですから。そうしていただかないと我々も17%上げて、次またって言われても、まだ問題の下水道会計も今後控えていると思いますので、情報公開をちゃんとしていただきたいということをプラスでお願いしたいです。

会議内容

(会長)

委員より情報公開の問題も出ております。現状は仕方がないけれど、その辺をもっときちっとしてもらいたいという意見がございました。他にどうでしょうか。

(委員)

今回の料金改定、料金適正化について、配布資料 4-1 の 12 ページになります。この 12 ページにおいて、この 17%が数字をもって説明されているところですが、この分野を研究している者からすると、まず、この表の中段、資産維持費が赤で 1.5%と書いてある部分があります。これについては、国もしくは日本水道協会の指導では 3.0%というのが基準値として指導されているところです。さらに、その計算式のすぐ下、控除項目 C として長期前受金で 4 億 5,700 万円ぐらいが控除ということになっておりますけど、ここも原則は引かない方が望ましいと言われているものです。当局に質問したいのは、もしこの資産維持費が 3%で、なおかつ長期前受金を控除しなかった場合というのを試算したのか、或いは試算をしたとすればどういう数字になったのかをお知らせをいただければと思います。

(当局)

今回の料金改定率の策定につきましては、今のご発言の通り、日本水道協会で資産維持費は 3%が望ましいということがうたわれておりますので試算いたしました。3%で試算すると、単純にここの資産維持費というのが今 6 億 8,000 万ですが倍になります。倍の 13 億程度になりまして、あともう 1 点、長期前受金という国からの補助金等を控除しないという考えに基づいて試算しますと、実は総括原価の合計額 A プラス B - C の額が、72 億 9,000 万まで上がってしまいます。そうしますと、今後 3 年間の料金収入が 52 億ですので、27 億不足するというような数字になりまして、これを料金値上げに転化しますと 39.66%。非常に大きな数字というか、近年稀にみる値上げになってしまうので、最大限、施設更新の優先順位を付けてやるとどれぐらいかというところで、資産維持費ぎりぎりのところで 1.5%まで抑えて、さらには国の補助金等の長期前受金というのを控除項目にさせていただいて、これならぎりぎりできるというのが 17%の料金改定ということで今回提示させていただきました。

(委員)

そうしますと今回そもそも諮問としては 17%の料金値上げということにはなっておりますが、原則的な考え方からすると、まず熱海市の水道が将来健全

会議内容

であるために、要するに市民にとって安全、安心、持続的な水道を約束するためには、あるべき姿として本当は 39.66%の値上げが必要であるということが今当局から示されたものと理解しております。ただそうは言っても、どうやら現在の経済環境、その他の状況を鑑みると、今回当局から出されている資料は最初から 17%で出てきておりますけれども、我々が本来考えなきゃいけないのは市民に対する安全、安心な約束という点では、実はもっと高い水準を考えなければいけない。ただ、ここが恐らく当局として現実的ではないということで市民への影響等を考慮した上での原案であろうと思います。従ってそのようなあるべき姿を念頭に置いた上での議論というのが必要になるのではなからうかと思えます。ちなみに重要なポイントは、この資産維持費が 3%なのか、1.5%なのか、ここが今後の健全な財源を生み出すためのポイントです。3%の理由は水道という施設の平均的な耐用年数、これを一つの根拠として 3%というのが得られているところです。もう 1 点は、水道と同じように電気、ガス、いわゆる公益事業とよく言われますけど、従来の電気、或いはガス等は、ここは用語がちょっと異なっておりますけれども、3%という形で実は計上しているということです。その点で、しっかりと経営をしていた電気、ガスはウクライナの問題もあって値上げにはなっておりますが、あの問題を抜きにすれば、施設は健全に保たれていると。これに対して、水道の場合には、この資産維持費をやはり控え目にすることによって、料金を低めにしてきたという点では、非常に市民に対する貢献はあったものと思えますが、一方で施設の更新財源がなくなったという問題も今あわせて考えなければいけない。こうしたことを我々は考えた上で、さらに当局として、いろいろ精査をして、おそらく私が見る限り、かなり削って市民に配慮した数字になっているかと思えます。この 17%の受けとめ方については理論値 39.66%と比較しながらも考えなければいけないということを意見としてお話をしておきたいと思えます。

(会長)

ただいま意見としてございました。結論から言えば、段階的にとということもあるのかなとは思いますが、これは押さえておかなければならない問題かなと思えます。何かその辺についてもご意見ございますか。

(委員)

理論値 39.66%であれば、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういう数字が近からず遠からず出てくるのでしょうか。ちゃんと維持していくためにはしょうがないことは理解しますから、ちゃんと情報公開していただいて、その場その場で 17%、何年後に何とかではなく、もうこう上げざるを得ないってこ

会議内容

とをある程度、公表していただきたいというのが私の想いです。

(当局)

実際に熱海市の公営企業部では、財政計画という15年ぐらいのスパンの中期的な計画を年に2度、議会で説明させていただいております。これは予算、決算等の数字を入れて、今後の見込み、大体4年後これぐらい上がりますよということをお示ししてはおりますが、やはり情報というのはかなりまめに出さないと皆さんのお手元までなかなか届かないというのが実情ですので、その辺は委員おっしゃられた通りだと思いますので、重々、私どもプッシュ式でどんどん出していきたいと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員)

先ほどからもご意見出ておりますけれども、やはり平成24年から令和3年までの間見送りしていたということに対して、熱海市民とすれば、熱海は水道料が高いというのが主婦の考え方でした。ですからここで見送ってくれたということに対しては、これほどの重みが掛かっていたとは想定しておりませんでした。先ほどからご意見が出ておりますけれども、長期にわたって、段階を踏まえて、せっかくここまで計画を立ててきたのに、何故ここで2回も見送りをしたことについての説明を市民は知らないと思ひます。ですからここで17%と市民が聞いたときには、「また!？」というようなご意見が聞こえるような気がいたします。先ほどでも出ましたけれど、4年で上げるところを2年でとか1年でとか、その辺は将来のために尺度をとらないと。やはり子供たちにいろいろ負担をかけるのは気の毒だと思ひますので、ぜひ長い期間を見て、率をしっかりと見つめていただきたい。前回地面に埋まっているパイプが漏水するというところで耐用年数を伺いました。40年が60年に延びているということですので、修理する期間は、今はそこまで見なくてもいいなというふうに思っただけで家へ帰りました。でもやはりしっかりと見みると、まだまだこれから先の借金は重いですよね。子供たちにかかる負担は大きいと思ひます。ですからしっかりと計画を立てて、値上げをするならするで結構だと思ひます。一遍じゃなくて、お休みを取らないで、しっかりと見つめて、長期計画をしっかりと立てていただかないと主婦の1人としてはとても荷が重たいです。ですから市民にわかるように説明しながらやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(委員)

確認ですけれども、最近値上げしたのは平成23年に4%ということで、そのあとは見送りしたということで、いわゆる料金は3年から5年おきに見直し

会議内容

ていると思うんですけども、その総括原価等の計算方式については、先ほど話がありましたように、どのような考え方で計算して見送りをしたのでしょうかというところが1点。あと今回健全な経営を維持するためにはこのぐらいの値上げが必要だよということをやはり示してあげないと、またごまかしのよう計算方法をいじって17%という数字を作っておいて、また2、3年後に何かあるということになりますので、本来あるべき姿を示してあげないとこの後いろいろと問題が出てくると思います。その中で今回この位とか、そういったことをやっていった方がいいのかなというふうに思いました。

(当局)

平成27年と令和元年に料金改定の予定でしたが、この2回を見送ったということで、従来料金改定の際には、総括原価まで細かく試算はしていなくて、おおよその工事需要はもちろん見ていたのですが、そこまでちょっと細かくは見えておりませんでした。その当時の景気の影響ですが、平成23年の災害で一旦観光業が非常に落ち込んだのですが、平成24年以降、徐々に回復して、平成26年ぐらいには宿泊客数が300万人に到達するというような状況を踏まえまして、いわゆる観光業がV字回復、そこで水需要が上がってきて一段落したものですから、平成27年、令和元年は料金値上げせずにいけるだろうという当時の試算した結果の判断で上げなくても大丈夫、やり切れるということで判断したのですが、やはりコロナの関係で大分情勢が厳しくなりました、しっかり資産維持費、総括原価の方ももう一度試算し直したら、やはり将来の更新ニーズが想定以上にあったということで、過去に県水等の大きな断水もありましたが、やはりそういうような状況が続くと旅館ホテル等の営業にも非常に大きな影響を与えるということで、やはり耐用年数内にしっかり更新しなければならぬという考えに基づきまして、このような将来予測を立てさせていただいた次第でございます。

(委員)

いろいろな社会情勢ですとか市内のいろいろな環境の問題で値上げを見送らざるを得ない、そういう判断もあると思いますけども見送るにしてもしっかりと経営を踏まえた計算をして、このくらい本来は必要だけれどいろいろな条件の中でちょっと今回は値上げを見送るとかそういう説明も必要だと思いますし、これからもですが、3年、5年おきに見直していただいて、今回の17%の値上げをどうするかというのはまたいろいろあるとは思いますが、しっかりとこの辺は水道法施行規則にも述べられていますので、3年、5年おきにしっかりと状況を判断していただいて、それを実施するかどうかはまたいろいろ

会議内容

ろな議論があると思いますので、その辺は今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員)

質問ですが、大体日本中少子高齢化が進んで、日本の人口も例へば1億人切るとか言われていて、東京とか横浜は別としても、地方都市では水道って大体もう重荷になるじゃないですか。どこかこの街では上手くやっていると例はあるんですか。今回の答申とは関係ないですが、上手くいっているケースがあれば参考までちょっとお聞きしたくて。

(委員)

いい団体があるかという、水道の経営は全国の市町村単位でやっているので、やはりばらつきがあるので絶対的にこう上手くいっている、紹介できる場所というのは難しいのですが、あえて言えば、比較的健全に経営を保っているところは、計画的、規則的に概ね3年から5年で料金改定を繰り返していく。要するにその時々には必ず当面の事業の見通しを明らかにした上で料金を見直すということなので、これをやはり一定程度ルール化をして進めているところは概ね傾向としては健全になっているようです。

それから先ほどの皆さんの意見を聞いていて、やはり主婦としては、家計を預かる者としてはこんな高い値上げはっていう発言もあったと思ひます。私はその通りだと思ひます。水道の仕組み、もしくは今も人口の話もありましたけど、水道の問題は常に施設は万全に準備をしておかなきゃいけない。そうすると先送りすればするほど水道の改定率が高くなることになります。従って、当面支払いを免れた、回避した時には、一見水道が上がらなくて安く済んだようにも思われますけど、結局我慢ができなくなると今回のように一遍にこの17%という数字が突きつけられてしまうという現実を考えないといけないと思ひます。そうすると、例へばもうちょっと低い率かもしれないけど、定期的に見直しをしていく。その場合には、実は率が高くても実額としてはあまり上がらない形で、家計とか企業経営にあまり負担ない形で見直ししていく。例へば4年サイクル等で上がっていくのがいいのか、我慢に我慢を重ねながら、それが市民のためという最大の目的はありながらも、なかなか我慢ができない状況の中では、一遍にそれを上げなきゃいけない。その場合にやっぱり負担が大きくなるので計画的、規則的に見直しをして健全を保つのがいいのか、困った時まで我慢をしながらその時に見直して改善をしていくのがいいのか、こうした点は多分判断のポイントになるのではないかと思ひます。そういった点で他の委員もお話の通り、例へば分割をするとか、計画的にというのは、まさしく、

会議内容

水道の関係法令の中ではそういうふうに整理をされていることはご説明をしておきたいと思います。

(委員)

一般会計からどんどんお金を入れるっていうのは、やっぱりそれはもう苦肉の策だからあんまりお勧めじゃないんですよね。

(委員)

案の一つとして一般会計から補助金等で繰り入れるということはありますが、本日の資料の中で、関係法令で地方公営企業法という法律の条文がございます。この条文で一般会計補助というのは具体的には(補助)として書いてある第17条の3というものがあたります。地方公共団体は災害復旧その他の特別の理由により必要がある場合には、特別会計に補助することができるというのが法的な根拠になります。従って補助することは認められているのですが、注意をしたいのは、災害の復旧、その他っていうことは、熱海市の現在の状況が災害に準ずるのかどうかという点、おそらく災害に当たるとまでなかなか言いづらいと思います。まして熱海市だけがこのような問題に直面しているわけではなくて、全国が同じようなルールでやっていく中で、頑張っているところもあるという点。そのようなことを鑑みると、一般会計等から補助することによってということは、案としては考えられますけど実務としてはそれを行うことはまずこの法律との関係で、少し慎重、吟味が必要であるという点。もう1点は、必要以上に一般会計補助を入れる場合には、一般会計の方で他の政策が実現できないという点。これを合わせて考える必要があるかと思います。そうした点では、原則的にはやはり水道事業会計の中で、独立的に経営ができる道を模索していくと、その中の一つとして料金を適正化していくことがやはり当面とるべき道ではないのかなと思うところです。

(委員)

前回にもお話を差し上げたのですが、今日冒頭に当局の方からこういった広報ですとか、ホームページにも出ているということをお話いただきましたけども、上手くいっている事例というわけではないのですが、こういう審議会の中でやっているような議論をぜひ市民を巻き込んで、一方的にお話をしたり、説明をしているだけじゃなくて、市民とか利用者の意見を聞きながら事業の内容、経営状況を説明していただいて進行していただければなというのが一つです。それから一般会計の話がありましたけど、一般会計はやはりできる規定ですので、この辺は公営企業法にも書いてありますし、総務省からの通知が出ていますのでこの辺あんまり細かいことまでは言いませんけれど、やはり原則論としては、受益者負担、

会議内容

国からの補助金等もありますのでそういったものは有効に活用していただきながら施設整備ですとか、そういったことを進めてもらいたいのが一つ。あとやはり地勢、地域的な実情、山間ですとかそういったところでなかなか難しいところあるかと思いますが、やはり近隣の事業体との業務連携ですとか、そういったところで経費を削減していくとか、その辺は静岡県で一番端っこになっちゃうんですけども、県の方でもいろいろな検討の場ですとかそういったところはやっているのかなというふうには思いますので、いわゆる業務の効率化とか今後も検討していただきながら事業を進めていただければよろしいのかなというふうに思います。

(委員)

私は市民の立場からお話をさせていただきます。今現在、これだけ物価高で非常に市民の生活が苦しい中で、水はやっぱり一番大事なところなんですね。そこをいきなり 17%上げるというのは非常に抵抗感があると思います。私は前回上げる時にもこの会議に参加させていただいて、もう大分前だからちょっと記憶が薄れているのですが、その時の答申で言ったのは、段階的に上げるというような、緊急事態宣言が出ている中なので市民に非常に配慮した形でやっていきましょうということをやったと思うんですね。それともう1点が、今回の資料を見ると過去の資料ばかりなんです。その時は5年先、10年先っていう形で将来を見据えた中で上げるっていう話が一番基だったと思うんです。その中で出ていたことが、水道会計の中で借入金がかかなりウエイトを占めているということで、このところについては、維持費とかを抜きにして健全な経営に戻すということで、これはもう段階的に返していかなければいけない。そのためには何%ずつ上げるのかというのを長期的に出した中で検討してくださいというのが多分出ていたと私は記憶しています。それを踏まえていけば、2回上げなかったということは、そのときに言ったことを履行していなかったのではないかと私は思っているんです。その時に、経費そのものはちゃんと利益が出ていたけども、借入金のことを考えれば、きちんと例えば4年後に2%上げるとか、そういうことをやっていけば、今こんな状況にはならなかったというふうに思っているんですね。その辺をちょっと聞きたいということと、この中に出ているのは3年先までしか出ていないんですね。これは4年後にまた改定するってことだけでも、そうすると3年後まで見据えて17%っていうとそのあとはどうなるのか。この話も先ほどから委員皆さんから出ていた話で、借入金がああの当時から見ると、大体倍ぐらい増えているわけですよね。健全になっていくために少しずつ減らそうよっていう意見で答申したのに、増えていっ

会議内容

て、なおかつ上げなかった。この辺についてどうなのかなっていうことがあります。今言った3年、4年後以降についてはどういう見通しを持っていらっしゃるのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思ひまして質問します。

(当局)

まず借入金の状況、資料4-2の27ページをご覧いただきたいのですが、平成元年から令和3年までの借入金残高、ここに注目していただきたいのですが、平成23年では29億で、令和3年には59億。この数字だけを見ると、倍になっているというふうに見えるんですが。この借入金の内容、中身なんですね。平成23年のときは、借入金の内容が悪い借入金と言ったら変ですけど、長期借入金と一時借入金という、いわゆる資金不足による一時的な借り入れでした。右側の現金預金残高を見てもらえばわかりますが、特に平成10年は、年度末に9,600万しか残金がないような状況でして、このときに、いわゆる一時的な自転車操業と言ったら大げさかもしれないですけど、借入金をして何とか経営をやっていたというような、変な話、悪い借金でした。平成23年以降の借入金につきましては、施設更新のための建設の借入金ですので、起債というような、いわゆる世代間の負担を公平にするための建設に対する起債の残高になりますので、ちょっとひとまとめで借入金になっているのですが、性質が違うものですので、平成23年以降逆に増えたというのは、これだけ投資できるようになったと、施設等更新ができるようになったというように現れでして、一概にこの数字を見ると、悪化しているように見えますが、その中身が全く違うということはお伝えしたいと思ひます。

(委員)

今の説明よくわかりました。その当時もそれ聞いています。ただ、今皆さんに提示していただくのに何の説明もなく、この間聞いていても何も説明がなかったんですね。そうすると、ただこの中を見ると倍に増えているとしか見えないわけですよ。だからその辺のところも、あの当時は起債と借入金と別に分けて表があったと思ひます。それで説明の中で、これを早期に返していかなければならないということで上げますよと、設備投資するものについては起債ですと、これはもうよく聞いてわかっています。ただ、今回の資料を見ると何も書いていないんですよ。だから非常に説明不足かなっていうことと、先ほども言ったけど、過去のことしか書いてない。これから先、上げていくのに今回は17%だけれども、これから先、人口減によって受水費用として幾らもらう、そういうものが入ってきてだんだんこういう形になりますよ、それでこの17%上げるのは、この3年間のことだけですよ、その後についてはまた検討しますよとか、そういうものが将来的には何も見えないで、ただ17%上げま

会議内容

すではちょっと納得いかない。前回の時も非常にこの上げる話がポンと出ました。だけど、その話の中で将来的なことを見て、ここで上げていけばこれが終わった時点で何年後かに上げれば平均的に行くから生活への影響は少ないだろうと、こういう話が出たんですが、そういうものが何にも見えないもので、もう少し、申し訳ないですけど私は頭が悪いもので、丁寧な説明をいただくと検討しやすいなというふうに思います。

(当局)

委員のおっしゃる通りで、将来的な予測が全くこの資料には不足しております、4年ごとに料金改定ということですが、すいません1年繰り下げさせてもらったので、3年間の資金計画しか載せておりません。次回までに、施設更新につきましても具体的にわかっておりますので、その辺の資料を追加させていただいて、将来予測というか、次は令和9年も改定を控えていますので、その4年間、7年ぐらいのスパンでお示しさせていただきたいと思います。

(委員)

一連の資料等を拝見させていただいて、当局もすごくいろいろ努力されている、ご尽力されている部分も多々あるというのは、資料を拝見させていただいてもわかるんですけど、やっぱり一連の流れで、どうしても感じてしまうのが、説明不足ですとか記載不足というのがどうしても目立っちゃうと思うんです。なので、今後の話ですけれども、聞けばちゃんとお答えいただいているので、データですとか統計ですとか資料、そういったものは一通り揃えてらっしゃると思うので、当局が思っている以上の、必要以上の情報公開をしていただいて、先ほども委員方からご意見あった通り、それを市民の方々に、一方的に出すだけではなくて、今後、質疑応答できるような場所を設けるですとか、必要以上に歩み寄っていただく必要があるのかなと全体的な流れとして感じましたので、今後ご検討いただければと思います。意見としてよろしく願います。

(委員)

今議論になったことに関連してですが、これも意見というか助言ですけども、資料的な見せ方として、過去にこういうことがあって今これだけの借金を抱えているとか、そういった資料になっていますので、そうではなくてやはり、今日の冒頭でお話がありましたけれども、見せ方としては現状のままいけば30%の値上げになるといったことが一番で、だからこのまま進むと熱海市の水道事業は、例えばですけど5年後にはもう破綻しちゃいますよとか、現状ではこういう将来予測があって当然その中で施設整備計画ですとかやらなきゃい

会議内容

けないことがあると思うので、そういうのを盛り込んだ中で現状ではこういうふうになっています、ただ、それを解消するためには一気に料金を上げることは難しいと思いますので、当面3年間はこれでやりますよとか、その次の例えば4年後にはまた社会状況が変わるのでどうなるかわかりませんが、それはその時に考えればいいことであって、とりあえず現状を見せて、その中で今回これだけお願いしますっていう説明の仕方をしていかないと、また3年後にまた同じことやってまた上げるのっていう話になってしまいますので、その辺はアドバイスとして聞いていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

(委員)

質問ですが、資料4-1の12ページ、第4章の財政計画ですが、3年分をまとめて書いてあるのでちょっと見にくいんですけど、減価償却が15億円ですが、減価償却は当然キャッシュフローとしてはキャッシュアウトしませんので3年間で減価償却が15億あって9億が足りないってことになると、キャッシュフロー計算書自体はこのままだって6億円が3年間で積み上がるという認識でいいですか。いい悪いではなくて、その効果として減価償却費は支払いが発生する費用ではございませんので、キャッシュフロー自体は単年度で言うと2億円ずつぐらい通帳残高が増えていくというような認識で間違っていないでしょうか。

(当局)

おっしゃる通り、こちらの減価償却費は積み上がりまして、施設更新費に回ります。会計上、公営企業会計が収益的収支と資本的収支に分かれている関係がございまして、実質この減価償却費は次の投資の内部留保資金に回されますので、おっしゃる通りです。

(委員)

2億円毎年積み上がっていくと仮定いたしますと、例えば今の借入金の令和3年の59億の内、年間の返済額はいかほどなのでしょう。長期借入金なのか固定化した借入金かわかりませんが、なぜこのような質問をさせていただいたかという、やっぱり企業経営の観点としては幾らキャッシュが入ってきて、幾ら借入の返済で出ていくのかということ、まずは気になるわけがございまして、それが足りているからといって値上げしなくていいよとは申し上げませんが、まずそこは非常に気になったのが1点です。

(当局)

令和4年の決算見込みですが、まず起債の元金償還が2億800万です。借

会議内容

入れはその年度によってまちまちですが、借入れにつきましては、令和4年度は3億5,000万です。

(委員)

そうするとやっぱり返済の部分が回らないということになってくるので値上げなのかなとわかるんですけども、もう1点すいません。この同じ12ページですが、この中でやはり数字の大きいところから見ていくべきであると思っていて、例えば減価償却費の部分も、会計上の費用に関する割合が大きいものですからこの見込みの表というのもあってしかるべきだと思いますし、あと60億の議論している中で、このその他維持管理費10億ってぱっと出されても、ここが本当に適正なのかどうかという部分も本来は議論していかなければいけないのかなと思いました。一番大きいのは受水費、減価償却費、その他維持管理費というところですが、この金額の妥当性であるとか、どこまでコストダウンできるのかと。例えば一番大きな受水費で言えば、私も本当ににわかで申し訳ございません、知識は何もないんですが、熱海市の特性である傾斜地であるから受水槽がたくさん必要というところと言うと、今までそうだったからこれからもそうあるべきというのはわかるんですけども、本当に立ち行かないのであれば、そういった部分のリストラであるとか、5年、10年、15年先を見越したお話というのもあってもいいのかなあというふうに思ったので、ちょっと感想として質問とあわせて述べさせていただきました。

(当局)

受水費につきましては、県から購入している水道費になりますので、こちらは資料の方でお示しさせていただきましたが、削減はさせていただいております、資料4-2の21ページになります。平成元年の時に10億8,000万、令和3年度決算で7億2,500万ということで3億5,000万ほどを削減させていただいておりますが、なかなかやはり県の状況であったり、三島、函南の状況を踏まえて、最大限削減するようには努力しております。次回の県の更新が令和14年を目途に計画がございますので、この時に契約水量を見直すというようなことは伺っておりますので、この時点で熱海に必要な水量というのを提示させてもらって受水費の削減には取り組みたいと思うんですが、令和14年まではなかなか県の方も現状の料金体系で行きたいということですので。

(委員)

でも他の項目に比べたら、交渉でもし下がるのであれば、ここ最大限頑張って1億円でも下げてもらえればって今感じましたのでよろしくお願いします。

(委員)

会議内容

17%という形で報道をされまして、市民の目にも入ってきているわけです。やはりいろいろと心配するわけでありますけれども、この駿豆水道の関係ですが、過去からずっといろいろな形で交渉が続けられていることにつきましては、本当に感謝申し上げます。ただ24億というのはいかかなものかなと。そして3年間の赤字が9億でありますね。単年度にすると3億になるわけですが、結構、駿豆水道のことは市民の皆さん知ってまして、17%上げるなら県の水の費用を払わなければいいじゃないかと。きっと皆さん、そういう話題が上ると思うんですよ。直近で言うと令和元年に議論を開始するということになってはいますが、これは令和14年まで何もしないでおくのでしょうか。確かに広域行政で、三島市、函南町、熱海市の関係がありますが、人口10万人を想定したときの県水の関係じゃないかと思えますけれども、今3万4,000人ですよ。夜間の人口を入れてどうなのかというところはありますけれども、いつまで県との協定というか契約というかやっていくのかなと思うんですが、これ政治的な問題もあると思えますが、市のこれからの取り組みですよ。14年まで待つのか、それとも引き続き県と少しずつ進めていくのか、何かしていくのか、それをちょっとお示しいただければと思います。

(当局)

県水につきましては、熱海市は、この表を見ていただければわかるんですが、受水量も大分下がっているというか必要がなくなっている中で、実は、三島市、函南町につきましてもやはり受水量は減っている状況でございます。それは熱海以外でも人口が減ったり、社会的な構造が変わった中で、水需要が減っている状況は全く一緒で、この熱海、三島、函南で、2市1町の協議会というのを設立してまして、県水の料金につきましては下げてもらいたいという要望を毎年実施しております。年によっては首長も一緒に県の方に行ってください、企業局長等に要望をしているのですが、やはり県の立場からしますと、これだけの施設数を整備して、耐用年数ではないですが、いわゆる一巡するのが令和14年であると。それまではそれを見越した金額で料金設定もしているというのが県の主張でございますので、令和14年以降は、いわゆる需要が減れば施設の方を更新するときに、いわゆる縮小して、規模をスペックダウンなり減築して新しい施設を建てるので、それまではなかなか料金を見直すことは難しいよっていうのが、今県の回答でございますので、令和14年以降は水量も含めて下げただけというふうには考えております。

(委員)

私は過去いろいろな団体の長やっておりましたので、柿田川の水につきまして

会議内容

はずっと陳情しております。商工会議所になってから知事さんと直接面談する機会もございまして、端的に言うと政治案件です。これ知事が決断すればできるんですけども、全く頑なでして、今のトンネルと同じですよ。要するに知事さんから提案を受けたのは、ボトルに入れて売れと。でもそれは清水町ですであってありますからね。だからその程度で全く取り合わないというか、話にならないので、はっきり言えば知事さんが変わらなければいくらやっても無理ですよ。私も15年以上やってきましたけども、もう3年前から柿田川の水については、陳情自体を止めました。言っても無駄なので。政治案件ですということは、ぜひ皆さんもよく承知しておいて欲しいと思います。これはまずドアが開きませんので、全く無理なので。それでも一部、昔は全量責任制だったんですよ。それが二部制になって基本料と使用料に分かれたのでここまで下がっているのですが、昔のままだったらいまだに大変なお金を払っているというところがここまで下がっています。当時は必要に迫られて、多分欲しいと言ったのだと思いますので、もうちょっと我慢するしかしょうがないなど。これについてはどなたが言っても無理だと思いますよ、これを下げてくれってということ自体が。その気持ちはわかりますし、僕は何回も言って、直接面談でも言っていますけど。全く扉が開かないというのが現状です。残念ですけど。

(会長)

ありがとうございます。残念ですけどこれが現状と経緯だと思います。それでも少しずつ進んでとは感じますが、結果論としてはちょっと残念だけど、なるべく減らしていただきたいとは思っています。

(委員)

今、水道の制度の話について出ていましたので、今回のこの料金の適正化の関係からコメントしてみたいと思います。受水費については、皆さんの議論の通りで、やはりこれは見直しの必要性が高いのではないかという意見を持っていますが、一方で、この審議会をもって解決することではないということなので、今回の原価計算の中ではこれはもう我々は受けとめざるをえないと認識しております。それから、先ほど民間企業の経営になぞらえたキャッシュフローのお話が出ていたところです。民間企業の場合には先ほどの意見のとおりキャッシュを見て経営をするということが大原則というか経営の根幹になっておりますが、一方で公営企業、水道の場合にはキャッシュを見ないということで料金が決まる仕組みになっております。理由はキャッシュで見るとお金が足りないときには高い料金、値上げが高くなります。お金に余裕があるときにはほどほどの料金になります。地方公共団体の水道会計からは説明はつくのです

会議内容

が、水道を利用している方からすると、例えばお金が足りないときには高い水道料金、お金に少し余裕があるときに安い水道料金だと、おそらく負担が公平ではないと思われます。理由はいついかなるときにも蛇口を捻れば、一定の水質が 24 時間 365 日手に入るという点では、実はこれ、お金があるなしに関わらずサービスの水準は同じだと思います。そういった観点から、公営企業の場合には料金はキャッシュを見ないと言う点で民間と違っております。この辺は先ほどの関係法令集の資料がありますが、これの一番下から 2 行目ですね。能率的な経営の下における適正な原価とあります。この能率的な経営というのは、今回当局が出している 12 ページの資料ということで理解すべきものかなと思っております。法律にはしっかりと準じた形での当局積算がでていることは確認ができるかと思えます。水道の制度の話が出ましたのでコメントしたいと思えます。

(委員)

私もいきなりの 17%という数字だけを見ると、大きいなっていうのが正直なところですよ。今年に入って全国的にというか、日本の経済の中でも値上げがずっと続いていますよね。タイミングが悪いなんていう気もします。これが慣例になっちゃうような感じで、便乗値上げとかって言われるような声も聞こえなくはないですよ。ただ、説明を聞きますと値上げは致し方ないことなのかなという思いもあります。ですので、先ほど来、お話が出ていますように、市民に対しての説明がすごく大切だなというふうに本当に思います。やっぱり質疑応答のあるような、こういうディスカッションするようなところがあれば、もう少し水道行政に対して理解が深まるんじゃないのかなと思います。下水道に関しても同じだと思いますけど。あとは、委員から提案してもらったように段階的にやるっていうのも一つの手なのかなとは思いますが、まずは市民の方に説明を十分するというのが最優先かなと思います。

(委員)

質問があるんですけど、何年か前に県水が止まってしまって各地区に給水車が来ましたが、そのときに聞きましたのが、受水槽、タンクが 130 ぐらいあると聞いて私びっくりしたんですよ。それが今この数字が大分減っていますよね。平地から我々の住んでいる山の上までアップダウンがきついですから、受水槽が減ったことで水の出が悪いとかそういうお声が出ていますか。あと、やっぱり一度に 17%って言ったらみんなびっくりしていますよ。その辺をどのように、他の委員が言うように 2 回に分けるとか、そういう検討もぜひお願いしたいなと思います。

会議内容

(当局)

本日お分けした資料 2-2 をご覧いただきたいのですが、これの左側のページで配水池に触れています。配水池一つ一つに維持管理費かかりますので、水道事業としましては、老朽化したものを統合して廃止するとか、いわゆる配水池を止めて、減圧弁という、圧を抑えるような減圧弁を設置して、配水池を廃止するというで施設の数を減らしてきました。その中では、配水池が減ったから水の出が悪くなったっていうお声は聞いてないとか、その辺を減圧弁で調整していますので、基本的には市民の方には負担のかからないような更新方法で極力削減してきたというような状況でございます。

(委員)

正直言いまして値上げをしないのが一番いい。値上げ率が低ければ、まあしょうがないかなと思うんですが。正直言いまして、町内の方でも水道だけに限らずこういうところを直して欲しいと言うと、予算がないので待ってくれと。学校関係でも校舎がかなり傷ついているのですが、そういうところも予算がないので待ってくれということもいつも言われています。この水道料金を 17% 上げないで、例えば 10% 上げるということになりますと、その 7% のしわ寄せで結局工事を待ってくれと。それから老朽化しているけれども、あと 1、2 年は持つだろうから、本当はやりたかったんだけどしょうがないという形になるのもちょっと困るかなと。爆発してしまってからでは大変なことになるなということもございますので、例えば老朽化して、何年かのうちにこういう形で計画性がある、これだけのお金がかかるから、何% でどうにか収めようと。次のときにはまたこういう計画があるので老朽化したもの、それからこういうものがあるのでやはり値上げせざるをえないというような計画を示していただいた方が、私たちもしょうがないのかなという、ある面からいったら納得ができる。先ほどから言われていますけど、17% は大変なパーセンテージで、何で今まで上げなかったのかと逆に思うのが市民ではないかなと思うんです。そういうところも踏まえて、計画性を持ってこれだけの金額があるので、今回はこれだけ値上げですよというようなお話があるとわかりやすいかなと思いますので是非ともよろしく願いいたします。

(委員)

いろいろご意見を聞かせていただきまして、深く市民の皆さんにご理解いただくとか、わかっただけには、一遍に全部集めて説明するのは無理だと思いますので、例えば来月の町連の席でもうちょっとわかりやすい資料で、こういう訳でこういう事情でそうせざるをえないということを発表してい

会議内容

ただ、今度それを町内会に持ち持ち帰って、書面で回覧とかだけじゃなくて、町内で説明できるような、わかりやすく説明できるようなそういう体制をとっていただければ、市民の方にもある程度ご理解いただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員)

地元でこの 17%ということについて、何人かとお話した中でみんなが言っていたことを幾つかお尋ねしたいと思います。先ほど、委員からのご説明でもありましたけれども、そもそも水道料の値上げというのは、先日の資料でも読ませていただいたのですが、ある程度の国が作った指針というものが書かれていないという気がするのですが、それは違っていますでしょうか。

(委員)

水道法そしてそれに準ずる施行規則というもの、そして具体的な指針としてはこの日本水道協会から示されているところです。ただ、日本水道協会の指針は、基本的には法律上の拘束力はなくて、方向性を示しているもので、こういう場でしっかりと最終的には議論をしてくださいというようなことになっております。今回当局から出されている資料については、しっかりとした理論に基づいた数字が出されているという点、それともう 1 点、資産維持費等は本来よりも半分ぐらいという形で市民負担にはかなり配慮した点で出されているという点は、やはりこの資料は合理的だというふうな気はします。

(委員)

一番我々がわからないのは、今ご説明のあった負担率が妥当なのかどうか、今回の値上げに対してその説明は全くないんですよね。それをしていただかないと、これだけの値上げは中々みんな納得できないと思うんです。だからもし値上げされるのであればきちんとした説明が欲しいし、17%上げるにしても、上げる手段というものがもっとあるんじゃないかと思うのでその辺をちょっと教えていただきたい。

(委員)

まず、今回提示されている 17%の出し方については合理的だと思います。ただ一方で先ほどから多くの委員がお話ししているとおり、17%というものがどうなのかという点は議論しなければいけないと思います。全国的な傾向としては最頻値が 20%~30%というところで水道料金の値上げが行われているので、熱海が突出して高いというわけではなくて、どちらかというとな国と比較しても抑え気味で提案されている点は認められると思います。あとは、市民の皆さん、企業の皆さんへの負担をどう考えるかというのをもう一つ考えなけれ

会議内容

ばならない。その時に水道料金を下げて負担を抑えるという案も確かにありますが、その場合には施設更新が上手くいかないという問題も出てくると思います。別の案としては、他の市では例えばプレミアムクーポンのような事業を行うことによって、市民の皆さんの経済的な支援を行うとか、あるいは企業に対しては一般行政部局の地域産業振興政策として、水道事業ではなくて、行政の別の部門になりますが、そういったところが政策を打っていくということがあると思います。それによって 17%というものが受け入れやすい水準になるといった案はあると思います。他団体でもいくつかの先進的な都市、大都市や経営が上手くいっている都市では、料金については理論的に改定をしながら、一方で市民や企業の経済的負担は、産業振興政策という形で一体的に展開することによって全体的な都市の発展を目指していく取った方法もあるので、熱海市でも例えばプレミアムクーポンであるとかを鑑みながら、今回の料金を 17%として市民の皆さん、企業の皆さんに受けてもらうことも案としては考えられるのではないかとということをご紹介させてもらいたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。今回は皆様方からご意見を出していただきました。審議も2回にわたり進められているわけではありますが、最終的に当審議会において諮問に対する答申を行う責務がございます。そこで、次回の審議会は答申書の作成を始めてまいりたいと考えております。本日の委員の皆様からのご意見に対する当局からの回答を踏まえ、事務局で答申案のたたき台を提示してもらい、次回審議会において皆様からの意見を頂戴し、案の作成を進めてまいりたいと考えておりますがいかがでしょうか。

■委員

(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。それでは次回審議会までに事務局から答申案のたたき台をお願いします。

4. 次回開催予定

(会長)

今後の審議会の審議スケジュールなどについて事務局からお願いします。

■事務局

本日、ご審議いただき、また、貴重なご意見をいただきありがとうございました。次回の審議につきましては6月30日の金曜日、午前10時からこちら

会議内容	<p>の会場で開催いたします。ご都合でご欠席の場合は事務局までお知らせいただければと思います</p> <p>7月の開催予定につきましては、机上に開催通知を配布させていただきましたが、7月6日の木曜日、午前10時にこちらの会場で開催いたします。また、そちらで審議がまとまらない場合は、夏のお忙しい時期と存じますが、7月12日の水曜日、午前10時の開催を予定しておりますのでご承知おきください。会場は同じこちらの第3庁舎会議室になります。以上です。</p> <p>(会長)</p> <p>それでは本日は、これにて閉会といたします。委員皆様のご協力によりまして、円滑な審議が行われたことに対しまして感謝申し上げます。</p> <p>5. 閉会</p>
------	--